

一般財団法人 国鉄労働会館 定款

第1章 総 則

第1条 (名 称)

この法人は、一般財団法人 国鉄労働会館 と称する。

第2条 (事 務 所)

この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

- 2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

第3条 (目 的)

この法人は、労働会館の維持、経営を通じて、労働者の相互親睦と福利、厚生など福祉の向上を図り、もって労働者の社会的・経済的地位の向上に資することを目的とする。

第4条 (事 業)

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 労働者教育
 - (2) 労働者のための生活相談及び法律相談
 - (3) 労働者の福利・厚生並びに文化事業
 - (4) 労働者に関わる各種の調査・研究及び資料の編纂・刊行頒布
 - (5) 不動産の賃貸及び管理
 - (6) その他前号に定める事業に関連する事業
- 2 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 資産及び会計

第5条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

第6条（事業計画及び収支予算）

この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

第7条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については決議を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類及び監査報告については定款とともに、主たる事務所に5年間及び従たる事務所に3年間備え置くものとする。

第8条（剰余金の分配の禁止）

この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9条（長期借入金）

この法人が資金の借入れをしようとする時は、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会において、当該決議につ

いて特別の利害関係を有する者を除く過半数の者が出席し、出席者の3分の2以上の多数による決議を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も、前項同様とする。

第10条（会計原則）

この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計事務に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第4章 評 議 員

第11条（評議員）

この法人に、評議員5名以上10名以内を置く。

第12条（評議員の選任及び解任）

評議員の選任及び解任は、評議員会の決議をもって行う。

2 評議員は、この法人の理事及び監事並びに使用人を兼ねることができない。

3 評議員のいずれか1人及びその親族である評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えてはならない。

第13条（任 期）

評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。但し、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

第14条（評議員の報酬等）

評議員に対して、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評 議 員 会

第15条 (構 成)

評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

第16条 (権 限)

評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに評議員の選任又は解任
- (2) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の額及び報酬等の支給基準
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第17条 (開 催)

評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

第18条 (招 集)

評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

第19条 (議 長)

評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

第20条 (決 議)

評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有

する評議員を除く評議員の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

第21条（議事録）

評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び評議員会において選任された2名の議事録署名人が記名押印しなければならない。

第6章 役員

第22条（役員の設定）

この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上12名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とし、必要に応じて副理事長1名を置くことができる
- 3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第91条第1項第1号上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって同項第2号の業務執行理事とする。

第23条（役員を選任）

理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- 3 監事は、この法人の評議員及び理事並びに使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のいずれか1人及びその親族である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。また、監事についても同様とする。

第24条（理事の職務及び権限）

理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事会の決議により、この法人の業務を分担して執行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会の決議により、この法人の業務を分担して執行する。
- 5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

第25条（監事の職務及び権限）

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

第26条（役員任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条第1項に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第27条（役員解任）

理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり又はこれに堪えないとき。

第28条（報酬等）

理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事に対して、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。

第7章 理 事 会

第29条（構成）

理事会は、すべての理事をもって構成する。

第30条（権限）

理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長、専務理事の選定及び解職

第31条（招集）

理事会は、法律に特段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は事故あるときは、理事会においてあらかじめ定めた理事が理事会を招集する。

第32条（議長）

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は事故あるときは、理事会においてあらかじめ定め

た理事がこれに当たる。

第33条（決議）

理事会の決議は、法令又はこの定款に別に定めるものを除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において読み替えて準用する同法第96条の要件を満たしているときは、理事会の決議があったものとみなす。

第34条（議事録）

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事（理事長）及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

第35条（定款の変更）

この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条並びに第12条についても適用する。

第36条（解散）

この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

第37条（残余財産の処分等）

この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

第38条 (公 告)

この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむをえない事由により前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

(附 則)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 この法人の最初の評議員は次に掲げる者とする。

手代木 昭彦、小池 敏哉、松井 正義、五十嵐 敬、松川 聡
渡 邊 良成、葭岡 庄吾、田中 定昭、伊藤 一之

- 3 この法人の最初の代表理事(理事長)は、次のとおりとする。

眞子 俊久

- 4 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第5条の定めにかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

= 報 告 事 項 =

2023年度事業報告

I 実施事業(継続事業)

(1) 労働者教育講座開催に関する事業

今年度も、当一般財団の実施事業(継続事業)の1つである「労働者への教育に資する」ため、下記の要領にて労働者教育講座を開催しました。

- ア 2023年7月28日当一般財団の港区「新橋交通ビル」にて、国会議員を講師に「地域公共交通活性化再生法改正法と今後の課題」として開催、受講者100名。
- イ 2023年11月3日当一般財団の大阪市「国労南近畿会館」にて、弁護士を講師に「労働者の権利としての有給休暇」として開催、受講者30名。
- ウ 2024年1月13日秋田市「秋田市くらしと労働会館」にて、団体役員を講師に「資産運用の必要性・貯蓄から投資へ」として開催、受講者25名。
- エ 2024年2月25日盛岡市「アートホテル盛岡」にて、労組役員を講師に「高齢者と地方交通線を始めとした公共交通を考える」として開催、受講者60名。
- オ 2024年4月19日名古屋市「労働会館(金山)」にて、労組役員を講師に「JAL機と海保機の衝突事故、再発防止を考える」として開催、受講者30名。
- カ 2024年6月2日藤沢市「KKRニュー向洋」にて、弁護士を講師に「労働組合の必要性とこれからの課題」として開催、受講者100名。

などの開催をはじめとして、全国での開催件数が47件となり、前年度よりも3件増加しました。

労働者教育講座の開催に際し、会場費等128万円、講師料168万円、講師等の旅費交通費417万円等の支出をしました。

受講料はすべて無料としたため、費用の支出のみとなりました。

(2) 労働者の生活・法律相談に関する事業

労働者、鉄道退職者からの職務上及び日常における法律及び生活に関する諸問題等に対処するため、下記の要領にて相談窓口を開設しました。広く相談者を募集するため、相談窓口開設に関するポスターを作成し、労働講座の受講者が所属する労働組合及び全国鉄道退職者の会等に配布し、事務所等に掲示してもらえるよう依頼しました。

ア 法律相談

法律相談として、北海道札幌市の後藤弁護士をはじめ総勢13名の弁護士と顧問契約を締結したうえで、札幌市、盛岡市、新宿区、横浜市2箇所、千葉市、静岡市、名古屋市、大阪市2箇所、和歌山市、広島市、福岡市の全国13か所にて2ヶ月に1回のペースで相談窓口を開設しました。

会館本部では相談窓口を48回開催し相談者は延44名に達するとともに、地方部の相談窓口を45回開催し相談者は延49名に達しました。

なお、相談者の相談内容等プライバシーに関しては、細心の注意を払い厳重な管理に努めました。

法律相談の相談費用は無料としたため事業収入はゼロであったものの、弁護士等

への顧問料 448 万円を負担しました。

イ 生活相談

生活相談として、札幌市、釧路市、旭川市、青森市、盛岡市、秋田市、新潟市、山形市、仙台市、郡山市、水戸市、いわき市、南相馬市、千葉市、宇都宮市、長野市、甲府市、沼津市、静岡市、名古屋市、金沢市、大阪市 2 箇所、奈良市、和歌山市、岡山市、広島市、下関市、高松市、高知市、松山市、福岡市、長崎市、鹿児島市の全国 34 か所にて 1~2 週間に 1 回のペースで相談窓口を開設し、多くの労働者とその家族からの日頃の悩み事の相談に応えました。結果は、延相談窓口開催数が 1055 回に達し、延相談者数が 818 名となりました。

生活相談の相談料も無料にて実施したため事業収入はゼロでしたが、相談窓口開設の委託料として 2,850 万円、現地までの交通費等 1,123 万円を負担しました。

(3) 調査・研究及び資料の編纂に関する事業

鉄道ネットワーク研究会と『鉄道ネットワークの現状と持続可能性の検討』をテーマとして契約を取り交わし、新たな取り組みに挑みました。コロナ禍の影響により完成が遅れましたが、2023 年度をもって完成に至りました。

交通運輸労働者を対象に、報告書を 200 部作成し活用を図りました。

II 収益事業(その他事業)

(1) 貸会議室事業

会館本部の地下貸会議室の利用状況は、2022 年度 69 件 (26 団体) でしたが 2023 年度は 53 件 (20 団体) に留まり 13 件の減少、新規利用は 3 団体でした。

2023 年度は、机のキャスター全取替、床材剥離・洗浄、ワックス塗布を実施し、使用環境の向上を図りました。今後も、新規利用団体の拡大と、既存の利用団体からの定着化をはかるため、一層の努力に励みます。

(2) 貸室事業

① 2023 年度末時点で満室となっております。

② 2023 年度は、停電事故のリスク排除のためのキュービクル内変圧器取替、老朽化・省エネ対策としてのエアコン更新工事（前期分）を行いました。引き続きエアコン更新工事（後期分）の施工など、工事計画に基づき進めてまいります。

③ 貸室事業は、会館維持運営を図る上で、安定収入確保の軸をなすものと認識しており、優良かつ長期入居テナント獲得を最重要課題と位置づけ、良好な環境状態を維持するための障害事象の除去に今後も努力していきます。

(3) 貸駐車場事業

会館本部 1F 西側駐車場の 2 台及び 1F 東側機械式立体駐車場 2 台は、既契約となっています。機械式立体駐車場については、シャッター及び照明のリモコン化工事を実施し、利便性の向上をはかりました。引き続き、定期保守点検等の実施により良好な使用状態を維持しています。

貸借対照表

2024年 6月30日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現 金	724,560	877,696	△153,136
預 金	324,165,468	401,421,187	△77,255,719
未 収 金	916,307	407,694	508,613
未 収 消 費 税	5,802,300	0	5,802,300
前 払 金	564,988	978,554	△413,566
立 替 金	8,753	0	8,753
流動資産合計	332,182,376	403,685,131	△71,502,755
2. 固定資産			
建 物	304,004,557	318,610,065	△14,605,508
建 物 附 属 設 備	66,129,494	34,982,003	31,147,491
構 築 物	66,899	83,622	△16,723
機 械 装 置	1	1	0
車 両 運 搬 具	2	2	0
什 器 備 品	3,967,008	2,272,385	1,694,623
土 地	2,590,782,337	2,590,782,337	0
電 話 加 入 権	282,507	282,507	0
敷 金	0	0	0
保 証 金	70,000	70,000	0
出 資 金	18,173,000	18,173,000	0
定 期 預 金	902,302,302	901,905,407	396,895
固定資産合計	3,885,778,107	3,867,161,329	18,616,778
資 産 合 計	4,217,960,483	4,270,846,460	△52,885,977
II 負債の部			
1. 流動負債			
未 払 金	6,104,952	5,323,050	781,902
前 受 金	15,573,345	14,220,638	1,352,707
預 り 金	713,660	635,981	77,679
仮 受 金	13,200	0	13,200
未 払 消 費 税 等	0	8,811,100	△8,811,100
未 払 法 人 税 等	12,494,600	4,583,400	7,911,200
流動負債合計	34,899,757	33,574,169	1,325,588
2. 固定負債			
長 期 借 入 金	31,209,399	39,214,803	△8,005,404
預 り 敷 金	67,709,791	67,548,791	161,000
預 り 保 証 金	1,782,000	1,782,000	0
退 職 給 付 引 当 金	7,744,608	7,606,890	137,718
固定負債合計	108,445,798	116,152,484	△7,706,686
負 債 合 計	143,345,555	149,726,653	△6,381,098
III 正味財産の部			
1. 一般正味財産	4,074,614,928	4,121,119,807	△46,504,879
(うち特定資産への充当額)	()	()	()
正味財産合計	4,074,614,928	4,121,119,807	△46,504,879
負債及び正味財産合計	4,217,960,483	4,270,846,460	△52,885,977

正味財産増減計算書

2023年7月1日から 2024年6月30日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
事業収益	224,144,977	219,631,640	4,513,337
貸室収入	171,416,228	164,543,537	6,872,691
付加使用料収入	14,975,254	15,349,118	△ 373,864
会議室収入	13,661,495	14,456,890	△ 795,395
付帯設備収入	1,076,400	981,250	95,150
駐車場収入	17,352,450	18,072,967	△ 720,517
受取家賃収入	3,700,258	3,603,458	96,800
受取共益費収入	1,830,892	2,485,816	△ 654,924
その他の収入	132,000	138,604	△ 6,604
雑収益	2,136,007	2,335,068	△ 199,061
雑収入	1,553,588	1,752,277	△ 198,689
受取利息	74,538	74,579	△ 41
受取配当金	507,881	508,212	△ 331
(2) 経常費用	226,280,984	221,966,708	4,314,276
事業費	252,131,416	270,514,408	△ 18,382,992
役員報酬	10,957,926	10,911,752	46,174
給料手配	32,705,654	34,119,465	△ 1,413,811
退職給付費用	122,318	1,481,590	△ 1,359,272
法定福利費	4,022,569	4,260,187	△ 237,618
福利厚生費	1,944,104	1,517,712	426,392
会場費	1,278,370	1,135,005	143,365
講師委託費	1,680,000	1,310,000	370,000
支店委託費	34,863,490	37,583,320	△ 2,719,830
地家賃	0	91,377	△ 91,377
支店スポンジ賃	1,367,309	1,367,309	0
租税課料	1,813,374	2,238,131	△ 424,757
仲介手数料	28,092,729	36,918,049	△ 8,825,320
広宣伝	121,000	1,415,942	△ 1,294,942
修繕費	485,000	466,000	19,000
清掃費	21,650,830	15,567,242	6,083,588
保安費	8,793,324	10,313,239	△ 1,519,915
業務委託費	15,355,998	15,701,917	△ 345,919
水道委託費	633,240	774,483	△ 141,243
消耗品費	2,147,227	2,164,384	△ 17,157
燃料費	18,547,554	24,068,645	△ 5,521,091
備品費	837,114	2,195,187	△ 1,358,073
燃費	293,148	91,121	202,027
保料	1,017,396	1,381,278	△ 363,882
支利	561,474	750,250	△ 188,776
会議費	312,581	504,999	△ 192,418
監査費	5,727,722	4,481,327	1,246,395
顧問料	256,202	315,638	△ 59,436
新事務費	8,153,800	8,673,600	△ 519,800
印刷費	670,808	651,842	18,966
旅通費	427,673	419,806	7,867
支渉費	5,688,254	5,741,427	△ 53,173
雑費	16,944,182	15,918,703	1,025,479
手外償却費	1,208,238	1,558,031	△ 349,793
雑費	86,686	91,964	△ 5,278
雑費	480,670	424,360	56,310
雑費	21,194,297	20,450,461	743,836
雑費	1,689,155	3,458,665	△ 1,769,510

附 属 明 細 書

1 固定資産の明細

(単位：円)

科 目	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高
建 物	318,610,065		14,605,508	304,004,557
建 物 附 属 設 備	34,982,003	36,538,611	5,391,120	66,129,494
構 築 物	83,622		16,723	66,899
機 械 装 置	1		0	1
車 両 運 搬 具	2		0	2
什 器 備 品	2,272,385	3,478,200	1,783,577	3,967,008
合 計	355,948,078	40,016,811	21,796,928	374,167,961

2 引当金の明細

(単位：円)

名 称	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額		期 末 残 高
			目 的 使 用	そ の 他	
退職給付引当金	7,606,890	367,589		229,871	7,744,608

貸借対照表

2023年 6月30日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現 金	877,696	641,287	236,409
預 金	401,421,187	333,250,877	68,170,310
未 収 金	407,694	341,220	66,474
前 払 金	978,554	140,297	838,257
立 替 金	0	3,811	△3,811
流動資産合計	403,685,131	396,400,182	69,307,639
2. 固定資産			
建 物	318,610,065	333,808,568	△15,198,503
建 物 附 属 設 備	34,982,003	40,653,235	△5,671,232
構 築 物	83,622	90,004	△6,382
機 械 装 置	1	3	△2
車 両 運 搬 具	2	2	0
什 器 備 品	2,272,385	3,358,919	△1,086,534
土 地	2,590,782,337	2,619,008,958	△28,226,621
電 話 加 入 権	282,507	282,507	0
敷 金	0	90,000	△90,000
保 証 金	70,000	70,000	0
出 資 金	18,173,000	18,173,000	0
定 期 預 金	901,905,407	889,632,894	12,272,513
固定資産合計	3,867,161,329	3,912,770,856	△48,609,527
資 産 合 計	4,270,846,460	Ⓔ 4,309,171,038	31,300,878
II 負債の部			
1. 流動負債			
未 払 金	5,323,050	2,176,400	3,146,650
前 受 金	14,220,638	14,586,381	△365,743
預 り 金	635,981	311,478	324,503
仮 受 金	0	0	0
未 払 消 費 税 等	8,811,100	2,372,400	6,438,700
未 払 法 人 税 等	4,583,400	7,348,700	△2,765,300
流動負債合計	33,574,169	33,708,178	6,778,810
2. 固定負債			
長 期 借 入 金	39,214,803	59,048,856	△19,834,053
預 り 敷 金	67,548,791	61,062,195	6,486,596
預 り 保 証 金	1,782,000	1,782,000	0
退 職 給 付 引 当 金	7,606,890	7,966,700	△359,810
固定負債合計	116,152,484	141,706,399	△25,553,915
負 債 合 計	149,726,653	175,414,577	△25,687,924
III 正味財産の部			
1. 一般正味財産	4,121,119,807	4,082,890,472	38,229,335
(うち特定資産への充当額)	()	()	()
正味財産合計	4,121,119,807	4,133,756,461	38,229,335
負債及び正味財産合計	4,270,846,460	4,309,171,038	31,300,878

貸借対照表

2022年 6月30日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現 金	641,287	611,425	29,862
預 金	333,250,877	394,561,277	△61,310,400
未 収 金	341,220	575,497	△234,277
前 払 金	140,297	651,983	△511,686
立 替 金	3,811	0	3,811
流動資産合計	334,377,492	396,400,182	△62,022,690
2. 固定資産			
建 物	333,808,568	349,628,024	△15,819,456
建 物 附 属 設 備	40,653,235	46,717,634	△6,064,399
構 築 物	90,004	101,013	△11,009
機 械 装 置	3	12,968	△12,965
車 両 運 搬 具	2	2	0
什 器 備 品	3,358,919	2,442,750	916,169
土 地	2,619,008,958	2,619,008,958	0
電 話 加 入 権	282,507	282,507	0
敷 金	90,000	90,000	0
保 証 金	70,000	70,000	0
出 資 金	18,173,000	18,173,000	0
定 期 預 金	889,632,894	876,244,000	13,388,894
固定資産合計	3,905,168,090	3,912,770,856	△7,602,766
資 産 合 計	4,239,545,582	4,309,171,038	△69,625,456
II 負債の部			
1. 流動負債			
未 払 金	2,176,400	2,184,001	△7,601
前 受 金	14,586,381	14,360,558	225,823
預 り 金	311,478	477,719	△166,241
仮 受 金	0	0	0
未 払 消 費 税 等	2,372,400	1,979,200	393,200
未 払 法 人 税 等	7,348,700	14,706,700	△7,358,000
流動負債合計	26,795,359	33,708,178	△6,912,819
2. 固定負債			
長 期 借 入 金	59,048,856	66,351,304	△7,302,448
預 り 敷 金	61,062,195	65,209,395	△4,147,200
預 り 保 証 金	1,782,000	1,782,000	0
退 職 給 付 引 当 金	7,966,700	8,363,700	△397,000
固定負債合計	129,859,751	141,706,399	△11,846,648
負 債 合 計	156,655,110	175,414,577	△18,759,467
III 正味財産の部			
1. 一般正味財産	4,082,890,472	4,133,756,461	△50,865,989
(うち特定資産への充当額)	()	()	()
正味財産合計	4,082,890,472	4,133,756,461	△50,865,989
負債及び正味財産合計	4,239,545,582	4,309,171,038	△69,625,456

貸借対照表

2021年 6月30日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現 金	611,425	581,707	29,718
預 金	394,561,277	365,335,170	29,226,107
未 収 金	575,497	15,233,469	△14,657,972
前 払 金	651,983	1,153,079	△501,096
仮 払 金	0	401,050	△401,050
立 替 金	0	11,372,940	△11,372,940
流動資産合計	396,400,182	394,077,415	2,322,767
2. 固定資産			
建 物	349,628,024	366,097,718	△16,469,694
建 物 附 属 設 備	46,717,634	25,388,991	21,328,643
構 築 物	101,013	113,369	△12,356
機 械 装 置	12,968	25,933	△12,965
車 両 運 搬 具	2	2	0
什 器 備 品	2,442,750	2,644,544	△201,794
土 地	2,619,008,958	2,629,035,120	△10,026,162
電 話 加 入 権	282,507	282,507	0
敷 金	90,000	90,000	0
保 証 金	70,000	70,000	0
出 資 金	18,173,000	18,173,000	0
定 期 預 金	876,244,000	892,168,090	△15,924,090
固定資産合計	3,912,770,856	3,934,089,274	△21,318,418
資 産 合 計	4,309,171,038	4,328,166,689	△18,995,651
II 負債の部			
1. 流動負債			
未 払 金	2,184,001	3,332,263	△1,148,262
前 受 金	14,360,558	13,330,048	1,030,510
預 り 金	477,719	392,746	84,973
仮 受 金	0	50,620	△50,620
未 払 消 費 税 等	1,979,200	3,111,500	△1,132,300
未 払 法 人 税 等	14,706,700	0	14,706,700
流動負債合計	33,708,178	20,217,177	13,491,001
2. 固定負債			
長 期 借 入 金	66,351,304	74,486,090	△8,134,786
預 り 敷 金	65,209,395	85,235,395	△20,026,000
預 り 保 証 金	1,782,000	1,752,000	30,000
退 職 給 付 引 当 金	8,363,700	13,171,844	△4,808,144
固定負債合計	141,706,399	174,645,329	△32,938,930
負 債 合 計	175,414,577	194,862,506	△19,447,929
III 正味財産の部			
1. 一般正味財産	4,133,756,461	4,133,304,183	452,278
(うち特定資産への充当額)	()	()	()
正味財産合計	4,133,756,461	4,133,304,183	452,278
負債及び正味財産合計	4,309,171,038	4,328,166,689	△18,995,651

貸借対照表

2020年 6月30日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現 金	581,707	868,883	△287,176
預 金	365,335,170	394,965,213	△29,630,043
未 収 金	15,233,469	7,975,114	7,258,355
前 払 金	1,153,079	111,667	1,041,412
仮 払 金	401,050	251,050	150,000
立 替 金	11,372,940	11,372,940	0
流動資産合計	394,077,415	415,544,867	△21,467,452
2. 固定資産			
建 物	366,097,718	383,248,307	△17,150,589
建 物 附 属 設 備	25,388,991	30,841,551	△5,452,560
構 築 物	113,369	127,237	△13,868
機 械 装 置	25,933	38,898	△12,965
車 両 運 搬 具	2	2	0
什 器 備 品	2,644,544	3,049,386	△404,842
土 地	2,629,035,120	2,629,035,120	0
電 話 加 入 権	282,507	282,507	0
敷 金	90,000	90,000	0
保 証 金	70,000	70,000	0
出 資 金	18,173,000	18,173,000	0
定 期 預 金	892,168,090	900,065,472	△7,897,382
固定資産合計	3,934,089,274	3,965,021,480	△30,932,206
資 産 合 計	4,328,166,689	4,380,566,347	△52,399,658
II 負債の部			
1. 流動負債			
未 払 金	3,332,263	3,427,583	△95,320
前 受 金	13,330,048	17,514,777	△4,184,729
預 り 金	392,746	607,438	△214,692
仮 受 金	50,620	50,620	0
未 払 消 費 税 等	3,111,500	752,800	2,358,700
流動負債合計	20,217,177	22,353,218	△2,136,041
2. 固定負債			
長 期 借 入 金	74,486,090	83,030,702	△8,544,612
預 り 敷 金	85,235,395	84,549,395	686,000
預 り 保 証 金	1,752,000	1,752,000	0
退 職 給 付 引 当 金	13,171,844	11,105,969	2,065,875
固定負債合計	174,645,329	180,438,066	△5,792,737
負 債 合 計	194,862,506	202,791,284	△7,928,778
III 正味財産の部			
1. 一般正味財産	4,133,304,183	4,177,775,063	△44,470,880
(うち特定資産への充当額)	()	()	()
正味財産合計	4,133,304,183	4,177,775,063	△44,470,880
負債及び正味財産合計	4,328,166,689	4,380,566,347	△52,399,658